

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		クリーニング業の業務停止
根拠条例・規則名		クリーニング業法
条 項		第9条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2227)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・未設定(理由：不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされている)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		